二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正関係

1　除却の必要性に係る認定

特定行政庁は、除却する必要がある旨の認定の申請があった場合において、当該申請に係るマンションが次のいずれかに該当するときは、その旨の認定をするものとし、㈠又は㈡のいずれかに係る認定（以下「特定要除却認定」という。）を受けたマンションを特定要除却認定マンションと称するものとするとともに、特定要除却認定マンションをマンション敷地売却決議の対象とすることとした。（第一〇二条、第一〇六条及び第一〇八条関係）

㈠　地震又は火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

㈡　外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剥離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

㈢　給水、排水その他の配管設備（その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして国土交通省令で定めるものに限る。）の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

㈣　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

2　独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務

独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法第一一条第一項に規定する業務のほか、１の認定を申請しようとする者等からの委託に基づき、マンションの建替え、マンション敷地売却又は敷地分割を行うために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができることとした。（第一〇五条の二関係）

3　敷地分割決議等

特定要除却認定を受けた場合においては、団地建物所有者集会において、団地内建物を構成する特定要除却認定マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者（以下「特定団地建物所有者」という。）及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該特定団地建物所有者の共有に属する団地内建物の敷地又はその借地権を分割する旨の決議をすることができることとした。（第一一五条の四関係）

4　敷地分割組合

㈠　敷地分割組合（以下「組合」という。）は、敷地分割事業を実施することができることとした。（第一六四条関係）

㈡　敷地分割合意者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができるものとし、この場合、認可を申請しようとする敷地分割合意者は敷地分割合意者及びその議決権の合計の各四分の三以上の同意を得なければならないこととした。（第一六八条関係）

㈢　組合は、㈡の認可により成立し、都道府県知事等は、当該認可をしたときは、遅滞なく、組合の名称等を公告しなければならないこととした。（第一七二条及び第一七三条関係）

5　敷地権利変換手続

㈠　敷地権利変換計画

組合は、４㈢の公告後、遅滞なく、都道府県知事等の認可を受けて、敷地権利変換計画を定めなければならないものとし、当該認可を申請しようとするときは、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、組合員以外に分割実施敷地について所有権を有する者があるときは、その者の同意を得なければならないこととした。（第一九〇条関係）

㈡　敷地権利変換

敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、所要の権利変換が行われることとした。（第二〇一条～第二〇三条関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

---

**◇科学技術基本法等の一部を改正する法律**（法律第六三号）（内閣府本府）

一　科学技術基本法の一部改正関係

1　題名

法律の題名を「科学技術・イノベーション基本法」とすることとした。（題名関係）

2　目的

「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）」を「科学技術・イノベーション創出」とすることとした。（第一条関係）

3　定義

㈠　この法律において「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　その他所要の定義規定を整備することとした。（第二条第二項～第六項関係）

4　科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針

「科学技術の振興に関する方針」を「科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針」とするとともに、科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、広範な分野における各分野の特性を踏まえた均衡のとれた研究開発能力の涵養（かん）、学際的又は総合的な研究開発の推進、学術研究及び学術研究以外の研究の均衡のとれた推進等について配慮されなければならないこと等を当該方針に加えることとした。（第三条関係）

5　責務規定

研究開発法人及び大学等並びに民間事業者に関する責務規定を設けることとした。（第六条及び第七条関係）

6　科学技術・イノベーション基本計画

「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」とするとともに、研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材等に関する施策等を同計画に定めるべき事項とすることとした。（第一二条関係）

二　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律等の一部改正関係

1　定義

「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）」を「科学技術」とする等、所要の定義規定を整備することとした。（第二条関係）

2　研究開発法人による出資等の業務

個別法の定めるところにより、第三四条の六第一項各号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる研究開発法人として五つの法人を追加するとともに、これらの法人の個別法について所要の改正を行うこととし、あわせて同項第三号に掲げる者が民間事業者等との共同研究開発等を実施できることを明記することとした。（第三四条の六第一項第三号、別表第三及び個別法関係）

3　特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針等

国は、毎年度、国等が中小企業者等に対して支出の機会の増大を図るべき特定新技術補助金等の交付に関し、国等の予算等を勘案して、支出の目標等に関する方針を定めること等とした。（第三四条の八～第三四条の一〇関係）

4　指定補助金等の交付等に関する指針等

国は、革新的な研究開発を行う中小企業者による科学技術・イノベーション創出の活性化を通じて国際競争力の強化等の政策課題の解決を図るため、指定補助金等の交付等に関する指針を定めること等とした。（第三四条の一一～第三四条の一四関係）

5　中小企業等経営強化法における新技術補助金等及び特定補助金等に係る規定を削ること等とした。（目次、第二条第一六項及び第一七項、第三条第二項第四号並びに第六一条～第六六条等関係）